

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省25-1-2)

施策名	1-2 新陳代謝	担当部局名	経済産業政策局経済産業政策課	政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	産業・事業の新陳代謝を促進するための施策			政策体系上の位置付け	1. 経済産業
達成すべき目標	ベンチャー創出をはじめ、産業・事業の新陳代謝を活性化させる		目標設定の考え方・根拠	第3回日本経済再生本部における安倍総理大臣の指示から下記のような指示があった。 (産業の新陳代謝の円滑化) 経済産業大臣は、産業再編や、起業や新事業促進が活性化されるよう、産業の新陳代謝の円滑化に関する方策を検討すること。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	23年度	24年度	25年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第3回日本経済再生本部における安倍総理大臣指示、日本再興戦略
	3,817 (3,772)	860 (100)	97		

【測定指標(項目)】

測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 開業率	4.5%	16年度～21年度の平均	10%	-	-	-	-	-	-	-	・本施策における重点事項を定めている日本再興戦略(閣議決定)において、開業率については、廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベル(10%台)になることを目指すとされている。
				4.6%	-						
2 廃業率	4.5%	16年度～21年度の平均	10%	-	-	-	-	-	-	-	・本施策における重点事項を定めている日本再興戦略(閣議決定)において、廃業率については、米国・英国レベル(10%台)になることを目指すとされている。
				3.8%	-						
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 産業競争力強化法の提出し、成立	速やかに国会に提出し、成立		25年度	・日本再興戦略(閣議決定)において、「本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出」と記載されているため。							
4 関連税法の提出	第186回通常国会で成立		25年度								

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成25年 行政事業 レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度					
1 特定事業等促進円滑化業務事務費(補助金)	98 (53)	98 (72)	97	平成23年度	3	低炭素投資促進法、廃止前の産活法及び産業競争力強化法に基づき公庫が行う特定事業等促進円滑化業務は、事業者へ融資を行う指定金融機関に対して公庫が財政投融資資金を原資とする資金の貸付け(ツーステップローン)を行うことで、当該事業者への低利・長期の資金供給を可能とするもの。本事業では、当該業務の実施に必要な公庫への経費補助を実施。	-	0004
2 新事業創出のための目利き支援人材育成等事業		734	-	平成24年度	1	新事業創出に係る一流の支援者を成長力のある起業家等の元に派遣し、徹底したハンズオン支援を実施するとともに、支援者のネットワークを形成し、ハンズオン支援で得られた手法やノウハウを横展開して支援人材を育成。	-	0166
3 日本政策金融公庫(特定事業等促進円滑化業務)(財政融資)	-	-	-	平成23年度	3	低炭素投資促進法、廃止前の産活法及び産業競争力強化法に基づき公庫が行う特定事業等促進円滑化業務は、事業者へ融資を行う指定金融機関に対して公庫が財政投融資資金を原資とする資金の貸付け(ツーステップローン)を行うことで、当該事業者への低利・長期の資金供給を可能とするもの。	1-1 経済基盤	-
4 株式会社産業革新機構への出資、政府保証枠の設定	-	-	-	平成21年度	1.3	オープン・イノベーションにより新たな付加価値を創出する事業活動等に対し、資金供給等を行う。加えて、ベンチャー企業への支援を一層強化するために、手続の簡素化を行う。	-	-

5	女性、若者／シニア起業家支援資金	-	-	-	平成11年度	1	女性、若者又は高齢者のうち開業して間もない者に対して、日本政策金融公庫による低利融資を行う。	-	-
6	登録免許税の軽減	-	-	-	平成11年度	3.4	廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法及び産業競争力強化法の認定を受けた事業者がその認定計画に従って会社設立、合併等を行う場合に登録免許税を軽減する。	-	-
7	事業再編税制(特定事業再編投資損失準備金)	-	-	-	平成25年度	3.4	産業競争力強化法に規定する特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、統合会社への出融資額の7割を上限に損失準備金として積み立て、損金算入することを認めることにより、事業再編を促進する税制措置	-	-
8	企業のベンチャー投資促進税制	-	-	-	平成25年度	3.4	主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき投資計画について経済産業大臣の認定を受けたものを通じ、ベンチャー企業に出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度を創設。	-	-
9	エンジェル税制	-	-	-	平成9年度	1	創業間もない中小企業への個人投資家による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の減税を受けることが出来る制度。なお、平成25年度において、税理士等起業支援者にとっての分かりやすさを向上させる観点から、申請様式等の改正を図るなど運用改善を行っている。	-	-
10	税制適格ストックオプション制度	-	-	-	平成8年度	1	ストックオプションの権利行使時の課税を株式売却時まで繰り延べ、課税を株式譲渡課税とみなす税制優遇を措置。	-	-